

税からのお知らせ

個人市県民税・所得税の見直しについて

(1) 給与所得控除の見直し ※個人市県民税 令和8年度～、所得税 令和7年分～

給与収入金額190万円以下の方の給与所得控除の最低保障額が引き上げられます。

【改正前】		【改正後】	
給与収入	控除額	給与収入	控除額
162万5千円以下	55万円	190万円以下	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額×40% - 10万円	190万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30% + 8万円		

※360万円超は改正なし

(2) 扶養親族等に係る所得要件の引き上げ ※個人市県民税 令和8年度～、所得税 令和7年分～

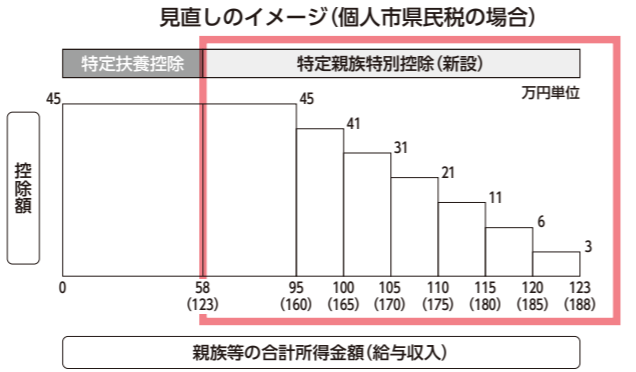
扶養親族および同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件が引き上げられます。

【改正前】 48万円	→	【改正後】 58万円
------------	---	------------

(3) 特定親族特別控除の創設 ※個人市県民税 令和8年度～、所得税 令和7年分～

19歳以上23歳未満の親族等(配偶者および事業専従者、控除対象扶養親族を除く)を有する場合に、当該親族等の所得に応じて控除することができる特定親族特別控除が創設されました。

親族等の合計所得金額	控除額	
	個人市県民税	所得税
58万円超 85万円以下	45万円	63万円
85万円超 90万円以下	45万円	61万円
90万円超 95万円以下	45万円	51万円
95万円超 100万円以下	41万円	41万円
100万円超 105万円以下	31万円	31万円
105万円超 110万円以下	21万円	21万円
110万円超 115万円以下	11万円	11万円
115万円超 120万円以下	6万円	6万円
120万円超 123万円以下	3万円	3万円



(4) 基礎控除額の引き上げ ※所得税のみの改正で、令和7年分から

合計所得金額が2,350万円以下の方について、所得税のみ、基礎控除額が引き上げられます。

【改正前】		【改正後】	
合計所得金額	所得税控除額	合計所得金額	所得税控除額
2,400万円以下	48万円	132万円以下	95万円
		132万円超 336万円以下	88万円(※)
		336万円超 489万円以下	68万円(※)
		489万円超 655万円以下	63万円(※)
		655万円超 2,350万円以下	58万円
		2,350万円超 2,400万円以下	48万円

※132万円超 655万円以下については令和9年分以後は58万円

定額減税について

令和7年度の個人市県民税所得割について、定額減税(特別税額控除額)が適用されます。

対象者	控除額
令和7年度の合計所得金額が1,805万円以下で、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(国外居住者を除く)を有する方	1万円 ※特別税額控除適用前の所得割額が限度となります。

※令和7年度の個人市県民税におけるふるさと納税の特例控除額の上限について、定額減税による影響はありません。

二輪車の車両区分の見直しについて

令和7年4月1日以降に登録する二輪の原動機付自転車で、「総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kw以下のもの」にかかる軽自動車税(種別割)の税額は2,000円となります。

区分	税額	ナンバープレートの色
イ 総排気量50cc以下または定格出力0.6kw以下(ハおよびホを除く)	2,000円	白色
ロ 二輪で、総排気量50cc超、90cc以下(ハを除く)または定格出力0.6kw超、0.8kw以下	2,000円	黄色
新設 ハ 二輪で、総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kw以下	2,000円	白色
ニ 二輪で、総排気量90cc超、125cc以下(ハを除く)または定格出力0.8kw超、1.0kw以下	2,400円	桃色
ホ 三輪以上のもの(一部を除く)で、総排気量20cc超、50cc以下または定格出力0.25kw超、0.6kw以下	3,700円	薄青色

原付バイクの手続き等について

1 原付バイク等の手続きでオンライン申請ができます!

(オンライン申請できる手続き)

- 新規登録 ○廃車申告 ○名義変更(新・旧所有者がともに福岡市ナンバーの場合に限る)
- 新規登録受付書・廃車申告受付書の再交付申請 ○納税通知書の送付先変更手続き

詳しくは福岡市ホームページをご確認ください。

福岡市 原付バイク オンライン申請

福岡市 軽自動車税 送付先変更届

2 軽自動車等の各種手続き窓口

車種	軽自動車税(種別割)の申告		車検の手続き	
	窓口	電話番号	窓口	電話番号
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	資産課税課	050-1808-6411 (自動音声による電話案内)		
軽自動車(三輪以上)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所	092-410-8090	軽自動車検査協会 福岡主管事務所	050-3816-1750
二輪の軽自動車(125cc超、250cc以下) 二輪の小型自動車(250cc超)	(一社)全国軽自動車協会連合会 福岡事務所 千早分室	092-410-8090 (福岡事務所の番号)	九州運輸局 福岡運輸支局	050-5540-2078

市税に関する証明(所得証明等)について

① コンビニ交付

コンビニのマルチコピー機で所得証明書などが取得できます!

<取得できる証明書>

- 令和6・7年度 所得証明書(個人市県民税課税・非課税証明書)
- 令和6・7年度 納税証明書(個人市県民税分)

※調整控除などの税額控除の記載が必要な場合は、コンビニ交付の証明書は使用できません。

<利用できる方>

- ・発行日現在、福岡市に住居登録がある方
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)を持っている方(数字4桁の暗証番号の入力が必要)
- ・1月1日(令和7年度の証明書を必要とする場合は令和7年1月1日)現在で福岡市に住居登録があり、税の申告等の手続き(確定申告または勤務先や年金支払者からの福岡市への支払報告書(源泉徴収票)の提出)が終了している方
- ・その他利用できる方の条件、各種注意事項等は福岡市ホームページにてご確認ください。

申請に必要なもの

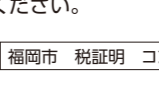
- ①マイナンバーカード(数字4桁の暗証番号の入力が必要です。)



窓口に行かなくても、
証明書が取得できる!
利用時間: 午前6時30分～午後11時00分

250円

窓口で申請するより、
手数料が50円安い!



福岡市 税証明 コンビニ

② オンライン申請(郵送受取)

市税の証明書をオンラインで申請できます!

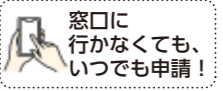
マイナンバーカードとクレジットカードがあれば証明書をスマートフォンやパソコンから申請することができ、証明書はご自宅に郵送します。

<利用できる方>

- 本人、相続人、親権者・成年後見人などの法定代理人、法人の代表者

申請に必要なもの

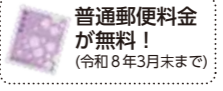
- ①マイナンバーカード(英数字6～16文字の暗証番号の入力が必要です。)
- ②クレジットカード(手数料決済用)
- ③個人認証に必要なアプリのダウンロード
- ④(必要に応じて)戸籍謄抄本、登記事項証明書、商業登記簿など確認資料



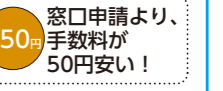
窓口に行かなくても、
いつでも申請!



申請後、
最短当日に、
証明書を発送!



普通郵便料金が
無料!
(令和8年3月末まで)



窓口申請より、
手数料が
50円安い!

福岡市 税証明 オンライン

